通学路危険箇所対策一覧表（最終）

番号	危険・要注意箇所	通学路の状況・危険の内容	合同点検による要望・意見の内容	対処方法（不可の場合はその理由）	担当部署	対策年度
来住小学校区						
1	県道小野志方線 下来住町 来住小学校前の県道	道幅が狭く、グリーンベルトが途切れている部分がある。また、グリーンベルト自体が細い。常時交通量が多く、自動車と接触する危険性がある。	グリーンベルトを学校まで設置	来住小学校校門前にグリーンベルト（L=35m）を設置する。	加東土木	令和8年度
			通学路標識をわかりやすくする。	【不可】学校直近・近隣であり、グリーンベルトが設置されているため、通学路標識の増設・変更等予定していない。	加東土木	―
			30キロ制限標識をわかりやすくする。	【不可】「交通規制基準」（警察庁交通局通達）で標識の設置間隔は概ね1㎞とされており、要望箇所にあっては約200mの間隔で適正に設置され、腐食褪色、汚損等もなく、視認性も良好である。標識の大きさも標準サイズが設置されている。	小野警察署	―
2	市道3104号線、市道3112号線、市道3136号線 下来住町 来住郵便局東側の交差点	道幅が狭く、グリーンベルトの設置がない。横断歩道もないため、自動車と接触する可能性がある。	横断歩道の設置	【不可】「交通規制基準」で信号機が設置されていない交差点では、交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所などであり、横断歩道の間隔は、非市街地においては概ね200m以上（北方約60m地点に横断歩道あり）、横断歩道と接続する歩道等の設置、歩道の切り下げ、滞留スペース等の設置がなされるように努めることとされており、当該交差点は設置基準に該当しない。	小野警察署	―
			交差点のカラー舗装	交差点のカラー舗装、十字マークの引き直しを行う。（施工済）	道路河川課	令和8年度
			注意喚起看板の設置	交差点から南向きの電柱には「通学路　スピード落とせ」の看板あり。一方で反対にはないため、「通学路　スピード落とせ」の看板を交差点手前の電柱に設置する。（設置済）	くらし安心G	令和8年度
3	市道3136号線　下来住町 下来住町4組公民館から主要地方道小野香寺線と合流する交差点までの市道	道幅が狭く、グリーンベルトの設置がない。自動車と接触する可能性がある。	グリーンベルトの設置（車道との区別の明確化）	グリーンベルトの設置を検討する。	道路河川課	令和9年度以降
			注意喚起看板の設置（小野香寺線に合流する付近と郵便局付近の電柱に「通学路　スピード落とせ」など通学路であることがわかる看板を設置）	注意喚起看板の設置は可能。設置については検討する。	くらし安心G	令和8年度
4	市道227号線、市道3123号線 来住町 家老戸谷公民館前交差点	交通量が多く、ドライバーの運転速度も速い道路である。横断歩道がなく、道路横断時危険である。	横断歩道、横断歩道標識の設置	【不可】「交通規制基準」で信号機が設置されていない交差点では、交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所などであり、横断歩道と接続する歩道等の設置、歩道の切り下げ、滞留スペース等の設置がなされるように努めることとされており、当該交差点は設置基準に該当しない。	小野警察署	―
			生活道路の法定速度が30km/hに引き下げとなることを具体的な道路の写真を用いて広報する必要がある。	既に庁内デジタルサイネージでの表示及び市広報誌8月号掲載により周知を行っている。警察でも周知、啓発活動を行っているため、市では特に対応なし。	くらし安心G	令和8年度
			「飛び出し坊や」がゴミステーションのブロック塀や雑草により見えにくくなっている。	地元町自治会長による除草作業を実施	コミセン きすみの	令和8年度
5	市道227号線 来住町 家老戸谷公民館から大師堂までの市道	交通量が多く、ドライバーの運転速度も速い道路である。登下校で児童が通るが、グリーンベルトがなく、道路横断時危険である。	グリーンベルトの設置（車道との区別の明確化）	グリーンベルトの設置を検討する。（大師堂北のガードレール辺りまで）	道路河川課	令和9年度以降

通学路危険箇所対策一覧表（最終）

番号	危険・要注意箇所	通学路の状況・危険の内容	合同点検による要望・意見の内容	対処方法（不可の場合はその理由）	担当部署	対策年度
6	市道3119号線 下来住町 中村第3踏切（小野町駅）付近	道幅が狭く、グリーンベルトが途切れている。通勤時間帯の交通量が多く、自動車と接触する危険性がある。	グリーンベルトの設置（車道との区別の明確化）	踏切内（JRの管理区域内）は幅員が狭く、グリーンベルトの設置は難しい。遮断機より外へ駅前までの間、グリーンベルト・区画線の引き直しを行う。	道路河川課	令和9年度以降
			登下校の時間帯を歩行者専用道路（時間規制）等にすることは可能か。	【不可】歩行者専用道路（時間規制）は、道路沿線の住民、企業、公共交通機関、配達業者、タクシー等、通行に関する不利益が発生する。沿線の企業、地元住民全ての同意がなければ困難である。幅員が狭いのは、軌道敷居内（約7m）だけであり、その短距離で規制をかける必要性は極めて低いと判断される。	小野警察署	—
市場小学校区						
7	市道4304号線 市場町 市場小学校前の市道	小学生の登校、中学生の通学、こども園の送迎等で混雑する。	児童への安全確保の指導（一列歩行）	児童への安全確保の指導と朝の交通立ち番を行う。	市場小	令和8年度
			生徒への安全確保の指導（歩行者に注意して走行）	校外生徒会等を通じて、該当生徒に交通安全指導を行う。	小野南中	令和8年度
			児童・生徒への安全確保の指導	交通安全教室等を通じて、児童・生徒には交通安全指導等で対応する。	小野警察署	令和9年度以降も継続で実施
			一方通行の時間規制	【不可】要望道路は一方通行規制基準に該当しない。また、通行規制に関しては、道路沿線や付近に居住する住民に不利益が発生し、地元住民全ての同意がなければ規制は困難である。	小野警察署	—
			道幅が狭いため、歩道が広くなると安全性が高まる。	【不可】路肩側を広げることは可能であるが、朝の通学時は右側通行のため、北側を拡幅してもあまり意味がない。	道路河川課	—
			市場こども園に園児の送迎時の車両での通行を控えていただくよう依頼する。	市場こども園に園児の送迎時の車両での通行を控えていただくよう（市場小学校西側の駐車場に車両を駐車）依頼する。（行政財産使用許可時）	教育総務課	令和8年度
8	市道4105号線 市場町 玉崎橋北側の下り道	スピードを出して、通学児童のすぐ横を通り過ぎる自動車が多い。	低速度規制等の交通規制強化	令和8年9月1日からの改正道路交通法施行令により、生活道路（主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路）は、法定速度が30km/hに引き下げられる。	小野警察署	令和8年度
			注意喚起看板の設置	【不可】上記の理由により注意喚起看板等の設置は必要ない。	くらし安心G	—
			通学路の変更（県道加古川小野線の歩道を通行）	【再検討不可】県道は交通量が多く危険なため、保護者の総意として通学路は変更しない。児童に安全指導を行う。	市場小	—
9	市道106号線、市道4101号線、市道4105号線 市場町 ユニビデオ前の交差点	左側通行で登校する際、坂道でスピードが出てしまう。交差点の見通しが悪いため、自動車が飛び出してくることがある。	横断歩道の設置	【不可】「交通規制基準」で信号機が設置されていない交差点では、交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所などであり、横断歩道と接続する歩道等の設置、歩道の切り下げ、滞留スペース等の設置がなされるように努めることとされており、当該交差点は設置基準に該当しない。	小野警察署	—
			ドットラインの設置	ドットライン（破線）の施工により道路の主従の明確化を図る。	道路河川課	令和9年度以降
			注意喚起看板の設置	【不可】小野警察署に確認したところ、「止まれ」「一時停止厳守」にような文言の看板は設置できない。かつ、交差点の手前にも設置可能な場所がないため、設置不可。	くらし安心G	—

通学路危険箇所対策一覧表（最終）

番号	危険・要注意箇所	通学路の状況・危険の内容	合同点検による要望・意見の内容	対処方法（不可の場合はその理由）	担当部署	対策年度
10	市道4022号線から県道市場多井田線高架下への坂道（穴門） 大島町	坂道を降りた所の水路付近で、雨天時等に滑りやすくなった鉄板上で自転車の転倒が発生している。	鉄板を撤去してほしい。	段差の解消、鉄板の全面に滑り止めを設置する。（施工済）	道路河川課	令和8年度
			生徒への安全確保の指導（雨天時の降車走行）	雨天時は降車して通行するよう指導する。	小野南中	令和8年度
11	市道4022号線 大島町 落合橋北側の交差点	橋が無くなったことにより、抜け道として使用する車両が多く、一時不停止の車両も多い。	注意喚起看板の設置（市道4022号線を南西から来る車両に対しての看板が必要）	「注意！横断者あり」の看板を交差点西側に設置する。（設置済）	くらし安心G	令和8年度
			「止まれ」の路面標示が薄くなっている。	一時停止規制の路面標示「止まれ」文字が薄くなっているので、塗り替え工事を上申する。	小野警察署	令和8年度
12	市道4101号線、市道4102号線　大島町 東橋東側の下り坂とその先の交差点	過去に小学生や車両との接触事故があった。	注意喚起看板の設置	「徐行」「通学路」等の注意喚起看板の設置が必要。既存のカーブミラーに設置し、北側からの車両に対し注意喚起を図る。（設置可能場所を確認のうえ検討する。）	くらし安心G	令和8年度
13	市道121号線、市道130号線　山田町 新都市南北線の山田町内の交差点	新たに開通した道路で、横断歩道がない。	横断歩道の設置	【不可】今年度から通学路は変更されているようであり、横断歩道の設置の必要性はないと思われる。	小野警察署	―
			通学路の変更	現在、通学路を変更（登校時は当該道路の南側の道路を通行）して対応している。	小野南中	―
14	市道223号線 池尻町 育ケ丘町からの坂道と国道175号から池尻町に下りる側道との交差点	国道175号から池尻町に向かって下りてくる自動車が通学路を横切ることがあるが、道路標識がない。 自転車のスピードが出やすい。	一旦停止等の交通規制強化	【不可】東播磨道が新設され、それに伴う側道等が整備されるにあたり、国土交通省、兵庫県、小野市、警察本部、小野警察署等で再三にわたり協議した結果、要望交差点に「一時停止規制は必要なし」として公安委員会からの回答により現状に至っている。 通学路の安全対策として、「警戒標識（十字交差点）」「注意喚起看板（この先歩行者あり）」「のぼり旗（通学路注意）」が道路管理者により設置済み。将来、現場交通実態が変化するなどで設置の必要性が高まれば検討する。	小野警察署	―
			児童への安全確保の指導	児童への安全確保の指導を行う。	市場小	令和8年度
			生徒への安全確保の指導	ドット線が消される（左方優先）とのことで、その場合、徐行するように指導が必要である。該当生徒への交通安全指導を行う。	小野南中	令和8年度
その他危険箇所						
15	東播磨道側道　東側ボックスカルバート（樫山2号函渠）両出口の交差点 樫山町	樫山町小学生の南北方向通学路であり、登下校時に自動車等による事故の生じやすい箇所となっている。	カーブミラーの設置（南側交差点）	南側交差点の南西側にカーブミラーを設置する。	加東土木	令和8年度
			南北方向道路の優先表示、停止線の設定	【不可】道路の優先表示については、「法定外表示等の設置指針」（警察庁交通局通達）によるドットライン表示を設置する場合については、優先関係の表示と誤認される恐れがあることから、優先関係が明確でない交差部には設置しないこととなっており、要望交差点は、双方道路とも道路幅員がほぼ同じであり、優先関係がない交差点であるから設置は望ましくない。（※法定外表示の設置は道路管理者である。）停止線については、規制（一時停止、横断歩道、踏切、信号）のない所には設置できない。	小野警察署	―

通学路危険箇所対策一覧表（最終）

番号	危険・要注意箇所	通学路の状況・危険の内容	合同点検による要望・意見の内容	対処方法（不可の場合はその理由）	担当部署	対策年度
16	東播磨道側道　西側ボックスカルバート（樫山1号函渠）両出口の交差点 樫山町	樫山町等の中学生の自転車通学路であり、登下校時に自動車等による事故の生じやすい箇所となっている。	カーブミラーの設置（南側交差点）	【不可】交差点前後からの見通しがある程度確保できているため、カーブミラーを設置する予定はない。	加東土木	—
			注意喚起看板の設置	南側交差点の東西に注意喚起看板を設置し、車両への注意喚起を図る。	加東土木	令和8年度
			南北方向道路の優先表示、停止線の設定	【不可】道路の優先表示については、「法定外表示等の設置指針」（警察庁交通局通達）によるドットライン表示を設置する場合については、優先関係の表示と誤認される恐れがあることから、優先関係が明確でない交差部には設置しないこととなっており、要望交差点は、双方道路とも道路幅員がほぼ同じであり、優先関係がない交差点であるから設置は望ましくない。（※法定外表示の設置は道路管理者である。）停止線については、規制（一時停止、横断歩道、踏切、信号）のない所には設置できない。	小野警察署	—
17	県道松尾青野ケ原停車場線 復井町 青野ケ原駅前の道路	どちらの道路とも同じような幅員で狭く、見通しが悪くて危ない。よくぶつかりそうになり、また自動車同士で当たっていたケースもある。朝、自転車の学生も多い。	どちらかに一旦停止線を引いてほしい。	【不可】要望箇所は、一般的には交差点ではなく、「単路」（直角に屈折したL字型の道路）であると解釈される。単路であれば、一時停止線規制実施基準（交通整理の行われていない交差点またはその手前の直近において、車両等が一時停止すべき場所を指定する。）に該当しない。	小野警察署	—
			グリーンベルトの引き直し	薄くなっているグリーンベルト（L=30m両側）新しく設置する。	加東土木	令和8年度
			外側線の設置	外側線を設置する。	道路河川課	令和9年度以降
			駅前のカーブミラーを見やすくするため、支柱の色を茶色から黄色への変更を検討する。	【不可】当該カーブミラーは、JR青野ケ原駅前にらんらんバスのバス停が設置された時、バスが駅前道路を右折する際、対向車両の確認のため設置されたものであり、土地所有者であるJRとの占用許可協議及び駅舎前花壇等を管理されていた青野ケ原町自治会との協議により、景観（駅舎壁面の配色）に配慮して支柱が茶色となったものである。	交通政策G	—
18	市道4325号線 育ヶ丘町 育ヶ丘町の主要道路	歩道は幅員が十分でなく、街渠がマウンドアップ形式でバリアフリー対応となっていないことや防護柵も設置されていないことから安全性が十分といえない状況である。	歩行者の安全性向上のために歩道の拡幅及び街渠の構造の変更	既存の路肩を縮小して歩道を拡幅するとともに、歩道のセミフラット形式への変更によるバリアフリー化と防護柵等による通学路の安全性向上を図る。	道路河川課	令和5年度～令和9年度
19	市道1325号線、市道1429号線　中町 新田団地前の交差点	道路の形状が複雑で見通しもあまり良くなく、自動車が比較的速い速度で通行し、横断歩道を渡ろうと児童が待っていても自動車が停止しない。	交差点のカラー舗装	交差点のカラー舗装を検討する。	道路河川課	令和9年度以降